日本大調和会

滋賀県三大政策

令和８年10月１日 正本版

近江は、いにしえより日本の結び目でした。

近江から、日本に灯りを。

滋賀は、都と東国・北陸を結ぶ要として、日本の歴史を動かしてきた土地です。そして、日本大調和会が結党時の活動拠点とした土地でもあります。私たちは、県民一人ひとりを大御宝として尊び、その暮らしの安寧を守るという党の理念を、まず滋賀で形にします。子育てと介護、毎日の足、そして観光。県の予算と条例で後押しできる五つの施策を選び、三つの柱にまとめました。いずれも、本会が県議会で提案し、県に実現を求めていくものです。

柱一　子育てと長寿の安心　二歳までの子育てから、最期の日まで。

① **子育て**　1・2歳を家で育てる家庭に、子供1人 月2万円。預けて働く家庭の保育の充実も、あわせて県に求めます。

② 高齢者　保証人がいなくても、最期まで滋賀で安心して暮らせる仕組みを。介護する家族にも、休める日を。

柱二　暮らしの足と新しい玄関口　滋賀の車と人で滋賀を走らせ、世界とつなぐ。

③ 交通　住民ドライバーのライドシェアを県内に広げ、免許を返した方などの運賃を半額に（1回最大1,000円）。

④ 新駅　大篠原付近を候補に、新幹線との接続駅を含む三案を同じ条件で比べ、県民と一緒に確かめます。

柱三　近江の歴史と観光　信長の城を、信長の地に。

⑤ 観光　県民と全国の寄付に上限30億円の県費を合わせ、安土城の天主の実物大の再現を県に求めます。京都の次の一泊は、滋賀で。

三つの柱と五つの施策

柱一　子育てと長寿の安心	柱二　暮らしの足と新しい玄関口	柱三　近江の歴史と観光
① 子育てと自然増	③ 暮らしの足	⑤ 観光立県 滋賀
② 高齢者の幸せ	④ 新幹線新駅	安土城・ビワイチ・宿泊税

中今　受け継いだものを手入れし、今の暮らしを支え、次代へ渡す

実施には条例・予算・財源の確認が必要です。金額と開始時期は条件付きの提案です。

【代表の言葉】

夕暮れに家々の明かりがつく滋賀を、子や孫にも見せたい。子供を育てる喜びが家々に広がり、年を重ねた方が「滋賀で生きてきてよかった」と思える県を、県議会からつくります。近江から、日本に灯りを。　日本大調和会 会長（代表）

日本大調和と、滋賀の三大政策

日本大調和会は、基本文章で、政治の目的を「国民一人ひとりを大御宝として尊び、その生命と暮らしを守ること」と定めました。安寧とは、生命と健康、自由と人格が守られ、日々の生活に見通しを持てることです。そして、地域で事実を調べ、暮らしの声を聴き、そこで得た知恵と課題を国の制度へつなぐ「地方から積み上げる政治」を掲げています。滋賀県三大政策は、その最初の実践です。三つの柱は、国の五大政策（自主憲法、国立日本歴史博物館、未来家族資本、暮らしの基盤保障、五つの国力による持続的発展）のうち、県の予算と条例で先に後押しできるものを選んでいます。

本会がいう中今は、悠久の過去から未来へ続く時の流れの中にある「今」です。神社界に学ぶ縦の継承に、今を共に生きる人・地域・自然との横の関係を重ね、縦と横が交わる今を引き受ける、と読み替えます。先人が築いた水路や道路、受け継いだ言葉と文化、守ってきた土地、水、田畑は、日々の暮らしを支えています。その手入れを続け、次代へ渡すことを、滋賀での政策の土台に置きます。

清明心は、清く明るく、偽りのない、まことの心です。本会は、自らを省みて事実に誠実である姿勢として受け止めます。敬は、人も物事も自分の務めも粗末に扱わない姿勢を保ち続ける態度で、程朱の持敬に学ぶ本会の言い換えです。本会から公職に就く者自身がこの姿勢を自らに課し、暮らしの声を聴き、負担と財源を隠さず、結果を受けて政策を改めることに表します。定義と思想上の説明は基本文章第一章三・第二章七、義解の対応箇所に示します。

柱	施策	基本文章の考え	滋賀で目指す姿
一　子育てと長寿の安心	① 子育て	五つの国力の第一「人口」と、国の第三の柱「未来家族資本」。希望する結婚、出産、子育てを、経済的・社会的な事情で諦めずに済むようにする。先祖から子孫へつながる縦の軸	子供の成長を、不安よりも楽しみに待てる家庭
	② 高齢者	大御宝たる一人ひとりの安寧と、国の第四の柱「暮らしの基盤保障」。親を看取り、介護を担う家族の暮らしを支える	保証人がいなくても、最期まで安心して暮らせる滋賀
二　暮らしの足と新しい玄関口	③ 交通	安寧を支える交通と、地域のつながり。今を共に生きる人と人を結ぶ横の軸	免許を返しても、通院や買い物に出かけられる毎日
	④ 新駅	五つの国力のうち「経済」と「技術」。働いた成果が暮らしに返り、地域に仕事が残る経済を育てる	滋賀から世界へ、世界から滋賀へ、人と仕事がつながる玄関口
三　近江の歴史と観光	⑤ 観光	受け継いだ文化と歴史を手入れし、次代へ渡す継承共同体。全国の歴史を結ぶ国立日本歴史博物館の構想とも響き合う	歴史を泊まって味わい、地域に仕事と誇りが残る滋賀

宿泊税を観光と交通に充て、既存の観光予算を適法に置き換えて生じる県の一般財源を子育てと高齢者に回すことを提案します。置き換え可能な額と他の見直しとの重複は、事業ごとに確認します。今の利益と負担、未来の選択肢を併せて考え、実施条件と財源の候補を示すことが、三つの柱をつなぐ考え方です。

民のかまどに、煙は立っているか。

基本文章の後文は、政治を担う者が、子供たちの通学路を歩き、子を育てる家庭や介護を担う家族の暮らしを見ている日本を描いています。私たちは、その問いを、滋賀の一軒一軒から確かめていきます。

滋賀の強み――三大政策の土台

滋賀の強みは、琵琶湖を基盤に人と物と教えをつなぎ、育てた人と仕組みを全国へ送り出してきたことにあります。歴史の舞台であると同時に、歴史を動かす人を育ててきた土地です。その力は、今の数字にも表れています。

歴史が示す三つの力

滋賀には、昔から三つの力がありました。人と物をつなぐ力、人を育てて全国へ送り出す力、そして琵琶湖を守るために自らの暮らしを改める力です。

・畿内と東国・北陸を結ぶ陸路に琵琶湖の舟運が組み合わさり、人と物と情報が行き交いました。東海道と中山道は草津で分かれます。

・比叡山延暦寺（788 年、最澄）は、法然、親鸞、道元、日蓮らが学んだ「日本仏教の母山」です。近江商人は「三方よし」の精神を伝え、伊藤忠商事・丸紅の源流も近江にあります。

・1977 年の淡水赤潮をきっかけに、県民が合成洗剤をやめて石けんを使う運動を広げ、1979 年の富栄養化防止条例（1980 年施行）につながりました。2022 年には「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されています。

今の数字に表れる強み

・合計特殊出生率 1.34（2025 年概数）。全国 1.14 を上回ります。転入による社会増（年 2,528 人）も続いています。

・**第 2 次産業の割合 46.9%、製造業 41.8%**。県内総生産に占める割合で、いずれも全国 1 位（令和 4 年度）。

・**平均寿命 男性全国 1 位・女性 2 位**（2020 年）。

・**世界遺産**：延暦寺は世界遺産「古都京都の文化財」（1994 年）の一つ。彦根城は 2026 年 9 月 3 日に世界文化遺産の国内推薦候補に選ばれ、2028 年の登録を目指しています。

・**観光客 年約 5,044 万人**（2024 年、延べ）。観光目的の宿泊客は約 384 万人にとどまり、観光客の 9 割以上は日帰りです（すべての宿泊施設の延べ宿泊者は、2025 年に約 483 万人泊）。宿泊客の消費額は日帰り客の約 4.4 倍（1 人 21,098 円と 4,790 円）。

この力を、次の世代へ

滋賀では、生まれる子の約 1.8 倍の方が亡くなっています（出生 8,918 人、死亡 15,726 人。2024 年 10 月～2025 年 9 月）。路線バスは運転士不足で本数が減り、一人で年を重ねる方も増えています。それでも滋賀には、つなぐ力、育てて送り出す力、守り改める力があります。強みが確かなうちに、次の一手を打ちます。

※歴史の記述は、史料と伝承を区別し、確認できる事実の範囲で記しています。

柱一　子育てと長寿の安心　二歳までの子育てから、最期の日まで。

①　子育てと自然増

ママがいい、パパがいい。その時間を、県が支える。

家で育てても、預けても。子育てを、ひとりで抱えさせない。

月２万円 1・2歳を家で育てる家庭へ 子供１人につき	利用料０円 誰でも通園（月10時間） 家で育てる親の息抜きに	産後ヘルパー０円 出産後１年以内 10回まで

滋賀を、こう変えていきます

・家庭育児応援給付：保育所等（認可外・企業主導型を含む）を継続利用せず、1・2歳の子を家で育てる家庭に、子供１人につき月２万円を届ける給付です。きょうだい二人なら月４万円。父母どちらでも受け取れ、短時間の仕事や一時預かり、誰でも通園と組み合わせても大丈夫です。育児休業給付を受けている月はその給付を、終わった月からはこの給付を受け取れます。この給付を、条例として提案します。施行日と対象範囲は、財源の確定と知事の予算措置にあわせて条例で定めます。

・誰でも通園を無料に：家で子育てをする親が、通院や休息の時間を持てるように。月10時間の利用料（1時間300円前後）を、県が負担するよう求めます。

・産後の家事・育児ヘルパー：出産後１年以内の家庭に、10回まで無料にするよう求めます。

・預けて働く家庭にも：病児保育と産後ケア、欠員を支える保育の人材80人、若い世帯の家賃や奨学金の返還の支えも、あわせて求めます。

滋賀だからできる理由

・0〜2歳の子にとって、親と過ごす時間は何より大切です。元保育科講師の松居和さんは、著書『ママがいい！』で、長時間保育の標準化と、保育士をかき集めて量を増やすことに警鐘を鳴らしています。

・前例があります。福井市は第２子以降の３歳未満を在宅で育てる家庭に月１万円、江戸川区は０歳児に月1.3万円（1969年から）、兵庫県多可町は１歳から３歳の年度末まで月１万円を出しています。

県議会で、こう形にします

給付の条例を提案し、知事に予算化を求めます。受給約5,700人・給付年約13.8億円は原案の概数です。月２万円×延べ受給月数で積算し、元の人数・対象月数と金額の対応を実施前に照合します（付録一）。（2028年10月の開始を目指し、2028年度当初予算への計上を求め、上半期に市町への事務委託とシステム整備を進めます。2027年度は条例の提案・審議と準備にあて、準備費のみ）。受け取れるのは県内に住所のある家庭で、所得制限は設けません。税の扱いは国に確かめて、事前にお知らせします。①全体の県費は５年で約115億円。申請は参加する市町に委ね、参加しない市町の方は県が直接受け付けます。2028年度は第２子以降から始め、2029年度に全員へ広げることを目指して、そのための財源を予算審議で示します。拡大は、2029年度当初予算で恒常財源が確かめられた場合に行い、確かめられなければ2030年度にします。恒常的な給付は、恒常財源が確保できた範囲で対象を広げる考えで、条例の施行日と対象範囲は財源の確定に連動させます。受給が決まった方への給付が途切れないよう、予算の審議で守り続けます。

暮らしの変化で確かめます（毎年公表）

出生数（長期の目標は年１万人。直近の１年〔2024年10月〜2025年９月〕は8,918人）、第二子以降の出生の割合、給付を受けた家庭の数、1・2歳の待機児童、誰でも通園とヘルパーの利用、保育士の定着。

家で育てても、預けても、どちらの選択も応援します。在宅育児への給付には母親の働き方への影響を指摘する研究もあるため、仕事との両立を認め、預けて働く家庭の支えも同時に強めます。

② 高齢者の幸せ

長生きを、幸せな長生きに。

滋賀ライフベース保障――保証人がいなくても、最期まで滋賀で安心。

身元保証 入院・入居・死後の手続を 社協などが支える	住まい 「部屋での死亡」の費用を 1件50万円まで補填	年７日 介護する家族の 「休める日」

滋賀を、こう変えていきます

・生きる基盤は県が支え、生き方は本人が選ぶ：住まい、身元の保証、食、介護する家族を県が支える仕組みを提案します。どう暮らすかは、ご本人が決めます。

・1　身寄りのない方の終身サポート：登録制の窓口で、緊急連絡先、入院・入所の手続、低所得の方の死後の事務を、県が社協などに委ねる案です。医療の同意はご本人の意思を尊重し、預託金は信託などで大切に守ります。改正社会福祉法（令和８年法律第51号、2026年６月成立）の施行前から、モデル地域で始めるよう求めます。

・2　住まいの保障：家賃保証料を補助し、残された家財や原状回復の費用を１件50万円まで補って、大家さんが安心して貸せる仕組みを提案します。

・3　誰でも食堂：県内の子ども食堂の取組を全世代に広げ、配食での見守りも県に求めます。支援対象200か所を積算上の仮定とし、実際の箇所数と既存の補助を確認して対象を定めます。新しいのは全世代化と配食、県の運営費補助の上乗せで、既存の補助と重なる分は差し引きます。誰でも行ける、町の食卓です。

・4　働くほど得：介護助手、子育て支援、観光案内、ライドシェアの運転などの仕事を紹介し、手取りが増える働き方を一緒に考えます。

・5　終の棲家エリアと休める日：空き家とサービス付き住宅を組み合わせた地区を2〜3か所。介護する家族には年７日の「休める日」（1日4,000円まで補助）を。家族を支えるケアラー支援条例を提案します。

滋賀だからできる理由

・一人で暮らす高齢の方は、これから大きく増えていきます。大家さんの約７割が高齢者の入居に不安を感じ、その理由の９割が「部屋での死亡」です。

・平均寿命は男性全国１位・女性２位（2020年）。一方、日常生活に制限のない期間は男性７位、女性14位です（県が用いる別の指標では男女とも２位）。

県議会で、こう形にします

ケアラー支援条例を提案し、終身サポートの予算化を求めます。県費は、人数と単価から一つずつ積み上げ、５年で約33億円、2032年度は年約8.1億円です。内訳は、終身サポート約2.6億円（登録3,000人、専門職14人）、住まい約1.8億円、誰でも食堂約0.8億円（200か所）、働くほど得約0.6億円、終の棲家エリア約0.5億円、休める日約1.4億円、条例と相談約0.3億円です。身寄りのない方と介護する家族の支援は市町が行う国の事業と組みます。住宅改修には国の「居住サポート住宅改修事業」の活用を図ります。2026年度の直接補助は対象改修費の1/3以内、基本上限１戸62万円で、工事内容による加算があります。実施年度の要領・採択条件は未確認のため、工事費単価、国の補助、大家等の負担、県独自の支援を分けて積算します。民間所有の住宅への改修補助は地方財政法５条の適債事業に当たりにくいため、県債は県を通じて確かめるまで計上していません。

暮らしの変化で確かめます（毎年公表）

終身サポートの登録者数、入院・入居を断られた件数、居住サポート住宅の数、誰でも食堂の数と利用、高齢者の就業率、「休める日」の利用、健康寿命。

柱二　暮らしの足と新しい玄関口　滋賀の車と人で滋賀を走らせ、世界とつなぐ。

③　暮らしの足

滋賀の車と人で、滋賀を走らせる。

住民ドライバーのライドシェアで、通院も買い物も、もっと気軽に。

住民が運ぶ 地域の車と人で 地域を支える	運賃の半額 対象の方に １回最大1,000円	アプリでも電話でも スマホが苦手でも 呼べる

滋賀を、こう変えていきます

・住民が運ぶライドシェアへ：都市部では、タクシー会社がアプリ（GO・Uberなど）と組む日本版ライドシェアで、住民が副業ドライバーとして自分の車で運びます。郊外では、市町が主体となる公共ライドシェアを、運行を民間に任せ、タクシーの約８割の運賃で走らせます。県が市町と組んで立ち上げを支えるよう求めます。

・しがライド券：75歳以上の方、65歳以上で免許のない方（返納した方を含む）、障害などで運転できない方、交通の不便な地域の高校生に、タクシーとライドシェアの運賃を半額に（１回最大1,000円）。四半期ごとにお配りし、登録された方に少なくとも年10回分が届くよう求めます（予算に応じて最大年60回）。アプリのクーポンでも紙の券でも使えます。

・長く続く仕組み：県が支えるのは、利用券、アプリと電話予約・現金払いの仕組み、ドライバーの講習と保険、郊外の立ち上げです。運行は事業者と地域が担い、乗った分だけ補助する形で、長く続けられるようにします。

・次の一歩：県内のタクシー会社と手を結ぶことを目指し、住民が自分の車で運べるライドシェアの特区を、国に求めていきます。

滋賀だからできる理由

・制度はそろっています。日本版ライドシェアは、制度開始から１年で登録ドライバー約7,900人、運行約62万回に広がりました（国土交通省）。石川県加賀市と京都府京丹後市は、Uberのアプリで公共ライドシェアを走らせています。滋賀でも国スポで日本版ライドシェアを実証しました。

・利用者に補助する方式には前例があります。群馬県前橋市の「マイタク」は、75歳以上や免許返納者に運賃の半額（上限1,000円）を補助しています。

県議会で、こう形にします

しがライドの予算化を本会議で求めます。2032年度に登録３万人、年18万回の利用で、利用券は年約1.8億円。県費は５年で約12億円の見込みです。県民の皆さんに毎年お願いする交通税に頼らず、乗った分だけ支える形で暮らしの足を守ります。登録が予算を超える見込みの年は、新しい登録を翌年度に回し、補助の割合と上限も議会に諮って見直すよう、知事に求めます。

暮らしの変化で確かめます（毎年公表）

利用券の利用回数と１回あたりの補助、ドライバーの登録数、呼んでから乗れるまでの時間、交通が不便な地域の数、利用した方の満足度。

今ある日本版と公共ライドシェアを生かし、できるところから民間の力を広げます。住民が自分の車でもっと自由に運べるよう、特区として国に求めていきます。

④　新幹線新駅

滋賀に、新しい新幹線の玄関口を。

滋賀から世界へ。世界から滋賀へ。

大篠原 新幹線と琵琶湖線が 近接する候補地を調査	県の年間追加負担の上限案 年 10 億円以内 総建設費・負担割合は未確定	2030 年度 事業化の判断と県民への説明を 県に求める

滋賀を、こう変えていきます

・新しい条件で、もう一度：条件は大きく変わりました。リニアの計画が進み、県南部には工場と研究拠点が集まっています。2007 年に中止となった栗東の新駅（南びわ湖駅）のときとは違う時代の条件で、県民と一緒にもう一度確かめます。

・大篠原を候補に：新幹線と琵琶湖線が近接する野洲市大篠原付近を候補に、既存駅の改善（A 案）、琵琶湖線の新駅のみ（B 案）、新幹線との接続駅（C 案）を同じ条件で比べ、結果を公開するよう県に求めます。

・建設費と県負担を分ける：総建設費と県・市町・JR の負担割合は未確定で、年 10 億円以内で実現できるかも確認できていません。年 10 億円は、建設から償還終了までの県の年間追加負担の上限案です。建設時の持出し、元利償還、維持更新、追加行政費、接続交通の継続費を含め、確保した継続財源の範囲内とするよう求めます。県の支出余力を確認した額ではありません。

・先に始められること：駅や空港から宿泊地・企業への接続便は、新駅の結論を待たず、期間を区切った実証として県に求めます。

検討する理由

・第 2 次産業の割合（46.9%）と製造業の割合（41.8%）は全国 1 位。県南部には工場と研究拠点が集まり、出張と人材の行き来が盛んです。

・国土交通省は、リニアの大阪開業を前提に、東海道新幹線の輸送量が約 3 割減り、静岡県内の駅の停車回数が約 1.5 倍になりうると試算しました（2023 年）。JR の計画とは別の試算で、滋賀での停車条件は JR に確かめます。

県議会で、こう形にします

調査と接続実証は 5 年で最大 5.8 億円の予算要求上限で、駅建設費を含みません。負担上限案の決議と、JR 東海・JR 西日本・野洲市との協議を求めます。用地、在来線駅、乗換施設、道路・広場を含む数量付き見積、負担協定、年度別の支出・借入・償還・財源を示す資金計画がそろってから、建設を議会で判断します。JR には受益に見合う協力を求め、合意前は財源に数えません。各年度の上限を超える場合は、規模を見直すか、A 案・B 案を再比較します。

暮らしの変化で確かめます（毎年公表）

比較調査、JR の回答、総建設費と負担割合、年度別資金計画、接続便の結果（所要時間、利用者数、1 回あたりの公費）、2030 年度の判断。

柱三　近江の歴史と観光　信長の城を、信長の地に。京都の次の一泊は、滋賀で。

⑤　観光立県 滋賀

信長の城を、信長の地に。

京都の次の一泊は、滋賀で。

寄付で建てる 寄付の手取り 70 億円 ＋県費上限 30 億円	2030 年 着工へ 天主完成 450 年の 2029 年を 寄付の節目に。資金がそろったら	宿泊 40% ビワイチの宿泊割合を 2032 年に 40%へ（目標）

滋賀を、こう変えていきます

・安土城の天主の再現を、寄付と県費で県に求める：信長が 1579 年に完成させた高さ約 32m の天主を、史跡の外に、研究成果にもとづいて実物大で再現するよう県に求めます。近江ゆかりの企業（県外に本社のある企業）の企業版ふるさと納税（例えば９社×5 億円）と、1口1万円の「一口天主城主」（約 26 万口。個人の手取り 25 億円に募集経費 5%を加えた入金約 26.3 億円）で、手取り 70 億円（入金約 74 億円）を目指します。

・資金がそろってから着工：総事業費の全額を、寄付と県費で賄えることを確かめ、設計・許認可・運営計画がそろったところで着工するよう県に求めます。寄付を積み立てる基金の条例を提案し、集まった額を毎月公表するよう求めます。

・縄文から、いまへ：安土城を中心に、粟津湖底遺跡（縄文）、伊勢遺跡（弥生）、近江大津宮、比叡山、彦根城、近江商人のまち、琵琶湖疏水を結ぶ「日本の歴史を、滋賀で旅する」行程をつくり、彦根城の世界遺産登録（2028 年目標）を後押しします。

・ビワイチ・ステイ：歴史の拠点に泊まる２泊３日の公式コース、荷物の運搬、電動アシスト自転車の乗り捨てを。

滋賀だからできる理由

・城の寄付には前例があります。首里城は 61 億円超、熊本城の「復興城主」は７年で約 54.9 億円、福山城はふるさと納税で 11.8 億円超を集めました。企業版ふるさと納税なら、寄付した企業の税が最大で約９割軽くなります。

・観光客の９割以上が日帰りで、宿泊客の消費は日帰りの約 4.4 倍です。泊まる理由を一つつくれば、県内の消費が大きく変わります。

県議会で、こう形にします

宿泊税と寄付の基金の条例を提案し、概算設計と需要調査の予算化を求めます。総事業費は約 100 億円を見込み（2029 年度の概算設計で確定。基金と宿泊税の条例は 2028 年度、着工は 2030 年を目標とし、天主完成 450 年の 2029 年は寄付運動の節目とします）、県費は上限 30 億円、残りを寄付で。開業後は、年 30 万人の入場を見込み、入場料と特別宿泊で運営費と修繕費を賄う計画です。入場料は、県外から来られる方を 200 円高い県外料金とし（県民は据え置き）、子育てと高齢者の政策に役立てます。企業版ふるさと納税の現行の適用期限は 2027 年度末（2028 年３月 31 日）です。制度が延長されなければ、基金条例の提案（2028 年度）より前の 2027 年度中に地域再生計画の認定を受けて寄付を募る必要があり、間に合わない恐れがあります。制度の延長を国に求め、延長されない場合は企業には通常の寄付をお願いし、個人の寄付と着工の時期を見直します。県費の上限 30 億円を条例と決議で定めるよう求めます。ビワイチ・ステイは５年で５億円。

暮らしの変化で確かめます（毎年公表）

延べ宿泊者数、ビワイチの宿泊割合（2021 年は 24%）、一人当たりの観光消費額、寄付の額と件数、安土城の入場者と宿泊者、観光の仕事と賃金。

お金の全体像――滋賀の中に、財源の道筋を

本会が県に求める三つの柱・五つの施策の県費は、2028～2032 年度の 5 年間で約 194 億円、段階導入を反映して約 191 億円の見込みです。予備枠 9 億円を含む計画上の必要額は約 200 億円です。新駅建設費は含まず、事業化する場合は別途積算し、予算の議決を求めます。2027 年度は条例の提案・審議と準備の年とします。単年度の最大は予備枠込み約 48 億円で、県の一般会計当初予算案 6,823 億円（2026 年度）に対して約 0.7%です。検証委員会等の追加県費は未積算で、この 200 億円には含んでいません。実施前に積算して加えます。

政策	5 年の県費の見込み	主な中身	県単独でできる／市町と組む
① 子育て	約 115 億円	家庭育児応援給付（原案年約 13.8 億円。人数・受給月数は要照合）、誰でも通園の無料化、産後ヘルパー、本会が先に示した子育て支援（保育の人材、病児保育、家賃・奨学金の支えなど。5 年約 46 億円。項目別は詳細①の表）	給付は県（事務は市町に委託）。誰でも通園・産後ヘルパーは市町主体、県は補助
② 高齢者	約 33 億円	終身サポート、住まい、誰でも食堂、休める日	終身サポート・住まいは県（社協等に委託）、条例は県。誰でも食堂・重層的支援・休める日は市町主体、県は補助・調整
③ 交通	約 12 億円	しがライド券、アプリと電話予約の仕組み、ドライバーの講習と保険	利用券・講習は県。ライドシェアの運行は事業者・市町主体、県は補助・調整
④ 新駅（調査・実証）	最大 5.8 億円（要求上限）	比較調査と接続便の実証。駅建設費は含まない	県（調査・決議）。立地市と協議
⑤ 安土城	約 23 億円（7 年で 30 億円）	資金がそろってから着工	県（条例・基金・設計）
⑤ ビワイチ・ステイ	約 5 億円	歴史の拠点に泊まる公式コース	県と市町・事業者
合計	約 194 億円（段階導入で約 191 億円）	2028 年度を第 2 子以降から始める段階導入で約 191 億円。給付が増えた年に備える予備枠 5 年 9 億円を含めて約 200 億円	—

財源の考え方

・滋賀の力で：県の事業の見直し、泊まる方にお願いする 1 泊 300 円の宿泊税、国の制度、そしてふるさと納税の応援。滋賀の中にある力で、財源の道筋をつけます。乗った分だけ支える形を、交通税より先に選びます。

・県のお金で出している分だけを数える：見直しでは、国費等の使途制約、県が既に行った見直し、契約変更と移行費用を確認し、新たに再配分できる一般財源の純額を数えます。候補額の段階で、重複がすべて除かれた実績とは扱いません。

・長く使うものは、世代で分かち合う：形に残る安土城は「安土・歴史文化継承債」で次の世代と分かち合い（高齢者の住まいの改修分は、起債できるか県を通じて確かめるまで計上しません。保育所などは「滋賀子供未来債」）、毎年の給付とサービスは、毎年続く財源で支えます。

・予備枠で支払を守る：給付が見込みを超える年に備え、共通の予備枠 9 億円を計画上置きます。この枠そのものは、確保済みの財源ではありません。年度途中には、使われずに残る見込みの予算を減額補正して充てることを知事に求めますが、実収入、使途制約、翌年度繰越への影響を確認します。不用見込みを当初予算の恒常財源とせず、事業見直しの候補と二重に数えません。財政調整基金を取り崩さない方針を維持します。

県も 2026〜2030 年度に累計 679 億円の財源不足を見込み、見直しを進めています。本会は県の既定の見直しと個別に照合し、同じ一般財源を二度数えないようにします。確認状況は、未確保の候補、予算措置済みの見込み、決算等で確認した実績に分けて公表します。

財源の見通し（概要）

区分	財源	年の候補額
継続財源の候補	県の事業の見直し：出資法人の効率化、部局の新規・PR・委託事業の整理、観光・PR、広報の統合、県の地域交通の実証事業の統合、使われずに残る予算の見積り直し など	約 19 億円
継続財源の候補	宿泊税（泊まる方に 1 泊 300 円、観光目的税。2029 年秋の開始を想定）：新しい観光・交通の事業に約 5 億円、既存の観光予算の置き換えに最大 5 億円（見直しの 2.2 億円とは別の事業で、対象は県の予算審議で確定。浮いた分を子育てと高齢者へ）	約 10 億円
継続財源の候補	国の制度の活用：市町の国の事業と組む身寄りのない方・介護家族の支援、住宅改修（2026 年度の国直接補助 1/3 以内、基本上限 1 戸 62 万円。工事別加算あり）、家賃保証料（国 1/2）。実施年度の要領・採択と、国の補助による県費軽減を確認	約 1.4 億円
継続財源の候補	ふるさと納税「滋賀の子育て・長寿応援」、県立施設と再現天主の県外料金（県外から来られる方は各 200 円高く、県民は据え置き。天主の分は開業後）	約 1.6 億円（開業後 2.0 億円）
継続財源の候補	県庁の時間外勤務等の縮減。業務削減と実際の手当を確認します。知事・副知事の給料 1 割の縮減も求めますが、その分は 1.7 億円に加算していません	約 1.7 億円
確かめて統合	子ども・子育て施策推進交付金の一部を①に（市町と協議。5 年 8.6 億円）	約 2 億円
一回限り	ボートレース事業の剰余金（施設の更新計画と両立する範囲で）	5 年で 15 億円
建設の借入れ	安土城建設の県債純額。発行 15.8 億円−返済 1.4 億円の仮定。適債性と償還条件は県を通じて確かめます。民間所有の高齢者住宅改修分 4.5 億円は計上しません	5 年で約 14.4 億円（純額）

5 年の見通し

三大政策の計画上の必要額は、段階導入後の政策費約 191 億円と予備枠 9 億円の計約 200 億円です。財源候補と県債純額の 5 年計は原案で約 176.7 億円。内訳は継続財源候補 138.7 億円、交付金の統合 8.6 億円、ボートレース事業の剰余金 15 億円、県債純額 14.4 億円で、いずれも確保済みではありません。継続財源候補に含む事業見直し 81.7 億円と時間外勤務等の縮減 8.5 億円、計 90.2 億円は、対象と実現可能性を検証する候補です。付録一に内訳、確認条件、年度別表示額を示します。

候補がすべて成立する仮定でも約 23.3 億円が未充足です。国制度を年 1.37 億円とする原案で、見直し 90.2 億円を算入せず、その他の候補がすべて成立すると仮定した未充足額は 113.5 億円です。さらに検証委員会等の追加県費が必要です。現案の財源だけで、全施策の実施を約束することはできません。恒常的な給付は、継続財源と予算措置を確かめた範囲から始め、月 2 万円の給付水準を

守ることを基本に、対象範囲と開始・拡大時期を条例と予算に連動させます。既に受給が決まった方への支払を優先し、財源条件と変更理由を年度ごとに公表します。

候補額の0.1億円差は、現表の仮定から、年度ごとに丸めるか合計後に丸めるかの違いで再現できます。丸め前の継続候補138.68億円は138.7億円、年度別の丸め後を合計すると138.8億円です。国制度の内訳には別に年0.02億円（200万円）、4年間で800万円の未解消差があります。原積算の照合は未了です。計算式と国制度を年1.35億円と置く比較を付録一に示します。

宿泊税――観光の力を、暮らしへ

滋賀に泊まる方は年約483万人泊（2025年）です。県内の方の宿泊も対象に、1泊300円の宿泊税を提案し、大津市との調整後の県収入を年約10億円と仮定しています。課税対象、免除、徴収費と実際の宿泊数を精査し、条例の議決、総務大臣の同意、周知を経て2029年秋の開始を目指します。新たな観光・交通に年約５億円、既存の観光予算の置き換えに最大年５億円を想定します。置き換え可能な一般財源と既存の見直しとの重複を確認するまで、税収全額を子育て等に自由に充てられる財源とは扱いません。

県債の発行方針

この計画で新たに計上する県債は、安土城の建設部分に限り、「安土・歴史文化継承債」として発行するよう求めます。建設期の県費21億円に充当率75%を仮定した発行額約15.8億円から、5年計の返済約1.4億円を引くと、資金繰り比較用の純額は約14.4億円です。予算では発行収入と償還支出を別々に表示し、適債性と償還条件を確認します。2034年度末の発行累計約21億円・残高約17億円は、なお確認を要する原案の見通しです。高齢者の住まいの改修分4.5億円は、適債性を県を通じて確認するまで計上しません。既存計画の保育所等の改修に係る「滋賀子供未来債」とその償還費は、その計画内で別に数えます。

県議会で、どう実現するか

本会は、県議会の議席をいただき、三つの柱・五つの施策の実現に力を尽くします。予算を出せるのは知事です。議員は、条例を提案し、知事の予算案を審議して磨き、本会議の質問で実行を求め、知事に申し入れます。条例の提案には議員定数の12分の1以上の賛成が要るため、志を同じくする議員と共同で提案し、一つずつ形にします。

政策	議会で本会がすること	知事に求めること
① 子育て	家庭育児応援給付の条例を提案。予算の審議で予算化を求める	月２万円の予算化、市町への事務の委託、産後ヘルパー
② 高齢者	ケアラー支援条例を提案（埼玉県などに議員提案の例）	身寄りのない方の終身サポートの予算化、社協などへの委託
③ 交通	しがライドの実施を本会議で求め、交通税に頼らない暮らしの足の道を示す	しがライド券の予算化、タクシー会社との協定、郊外の運行の公募
④ 新駅	県の年間追加負担の上限案を、議会の決議で定めるよう求める	JR東海・JR西日本・野洲市との協議、三案比較、見積・年度別資金計画、2030年度の判断公表
⑤ 観光	宿泊税（観光目的税）の条例と、安土城の寄付を積み立てる基金の条例を提案	寄付の募集、概算設計と需要調査
財源	予算と決算の審査で、見直す事業を一つずつ示し、修正を提案する	見直しの実行、市町と組んだ国の制度の活用、知事等の給料と時間外勤務の縮減

提案した内容と、議会での賛否は、毎年公表します。

政策を実行した後は、支出と成果、支援が届かなかった人、未達と変更理由を公表します。本会による決算白書と、県に提案する予算・決算検証委員会は、責任と経費を分けます。委員会が予算の議決権を持つことはありません。県の委員会については、2027 年度に条例、費用、台帳、評価様式を準備し、2028 年度の開始を目指します。開始には条例・予算・体制が整うことが必要です。運用は付録二、白書の聴取手順・検証票・工程は付録三に示します。

施策別の詳細資料と本書の付録

五つの施策の制度設計、積算、年度別の県費、工程、指標とリスクを記した詳細資料は、別冊として整備し、公開します。詳細① 子育てと自然増／詳細② 高齢者の幸せ／詳細③ 暮らしの足／詳細④ 新幹線新駅／詳細⑤ 観光立県 滋賀（安土城・ビワイチ・宿泊税）。いずれも本会の試算で、県・国・市町の決定や合意を示すものではありません。

本書には、付録一「財源の見通し」、付録二「決算から始める県政」、付録三「実施手順と検証票と工程」を収録します。本編、付録、滋賀政策 Q&A を同じ条件と数字で読み合わせます。

用語

用語	この文書での意味
国スポ	国民スポーツ大会。2025 年に滋賀県で開かれた「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」を指す
ビワイチ	自転車で琵琶湖を一周すること。県が公式コースと実績を公表している
重層的支援体制整備事業	市町が、属性や世代を問わない相談支援・参加支援・地域づくりを一体で行う国の事業（社会福祉法 106 条の 4）。国が費用の一部を交付金で負担する
居住サポート住宅	改正住宅セーフティネット法（2025 年 10 月施行）で設けられた、見守りと福祉の相談がついた賃貸住宅。改修費に国の直接補助がある
地域再生計画	企業版ふるさと納税を受けるために、自治体が国（内閣府）の認定を受ける計画
法定外目的税	地方税法に定めのない税を、自治体が条例で新設し、使い道を限って課すもの。総務大臣の同意が要る。宿泊税はその一つ
充当率	事業費のうち県債（借入れ）で賄える割合。残りは当年度の財源で払う
企業版ふるさと納税	企業が国の認定を受けた自治体の事業に寄付すると、法人税などが最大で約 9 割軽くなる制度（現行制度は 2027 年度まで）
減額補正	年度の途中で、使われずに残る見込みの予算を減らす補正予算。当初予算の財源にはならず、本資料一式では予備枠の裏付けとしてのみ扱う

主な出典

・滋賀県「滋賀県の人口と世帯数（年報）」2025 年 10 月 1 日現在／厚生労働省「令和 7（2025）年人口動態統計月報年計（概数）の概況」

・滋賀県「滋賀県なんでも一番」（内閣府「県民経済計算」令和 4 年度、平均寿命 令和 2 年）／滋賀県「令和 6 年滋賀県観光入込客統計調査 確定値」（2025 年 9 月 26 日）

・NHK「世界文化遺産の国内候補に『彦根城』推薦決定」（2026 年 9 月 3 日）／京都府「世界遺産 延暦寺」／農林水産省・滋賀県「琵琶湖システム」世界農業遺産

・こども家庭庁「令和 8 年度 保育関係予算案の概要」「こども誰でも通園制度 Q&A」／渋谷区・中央区「こども誰でも通園制度」

・日本自動車会議所「改正地域交通法が成立」（2026 年 6 月）／日経 BP「チョイソコが全国に拡大した理由」（エリアスポンサー制度）

・滋賀県「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度の現在の検討状況について」（2026 年 3 月 18 日）。導入決定ではなく、県民・議会・市町等との検討状況を示す資料。 https://www.pref.shiga.lg.jp/bg00/22789.html

・滋賀県「安土城『天主』復元の方向性と方法【概要版】」／沖縄タイムス「首里城復興に寄付金 61 億円超」／JTB 総合研究所「熊本城 7 年で 54.9 億円」／福山市資料（2023 年 2 月 16 日）

・内閣府「企業版ふるさと納税」税制改正資料（令和 7 年度）／大洲城の「城泊」（1 泊 100 万円、報道による）

・滋賀県「新幹線新駅問題に係るこれまでの取組経緯」／国土交通省「リニア中央新幹線開業後の東海道新幹線の利便性向上等のポテンシャル」（2023 年 10 月）

・日本ケアラー連盟「ケアラー支援条例」一覧（2026 年 6 月）／埼玉県「ケアラー支援施策」予算資料／厚生労働省研究班「健康寿命の算定」（令和 4 年値）／健康しが「数字で見る健康長寿県しが」

・滋賀県「令和 8 年度当初予算案の概要」（2026 年 2 月）、「財政事情」「財政健全化に向けた取り組み」（2026 年 5 月）

・滋賀県「令和 8 年度当初予算案 組織体系別事業一覧」文化スポーツ部／地方自治法 112 条（議員の議案提出）

・滋賀県「特別職の職員の給与条例」「給与・定員管理等について」

・観光庁「宿泊旅行統計調査」2025 年確定値／宮城県・福岡県「宿泊税」／滋賀県「財政収支見通しと今後の行財政運営」（2026 年 3 月）／同「ジェンダー平等債」「CO2 ネットゼロ SLB」

・滋賀県「公営企業の業務状況」／同「ジェンダー平等債の発行条件の決定について」（2026 年 6 月）／観光庁「宿泊旅行統計調査」／地方財政法 5 条・7 条

・滋賀県監査委員「令和 6 年度 歳入歳出決算審査意見書」（2025 年 9 月 5 日）／滋賀県「令和 8 年度 主な事業概要」（商工観光労働部・文化スポーツ部・知事公室）／同「出資法人の経営状況」（2025 年 10 月 29 日）

・日本大調和会『基本文章』『日本大調和義解』『基本文章 Q&A』（令和 8 年 10 月 1 日 正本版）。

・厚生労働省「重層的支援体制整備事業交付金」／国土交通省「住宅セーフティネット制度（居住サポート住宅）」／厚生労働省「地域支援事業の実施について」

・国土交通省「令和 8 年度 セーフティネット専用住宅改修事業・居住サポート住宅改修事業の募集」（2026 年 4 月 13 日）別紙「セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修費支援」
https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001996002.pdf

・松居和『ママがいい！ 母子分離に拍車をかける保育政策のゆくえ』グッドブックス（2022 年）／福井市「在宅育児応援手当」／江戸川区「乳児養育手当」／兵庫県多可町「在宅等育児手当」／岐阜県中津川市「公定価格の一覧」（令和 5 年度）

・国土交通省「日本版ライドシェア、公共ライドシェア等について」／日本版ライドシェアの登録・運行実績（国土交通省資料および報道による、2025 年 11 月）／前橋市「マイタク」／地方自治研究機構（加賀市の事例）／Uber「京丹後 ささえ合い交通」

・内閣官房ほか「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（2024 年 6 月）／改正社会福祉法（令和 8 年法律第 51 号、2026 年 6 月 19 日成立・6 月 25 日公布）／国交省（大家の入居拒否感の調査）／滋賀県「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」（2024 年 3 月）

・内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」令和 7 年度税制改正資料
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

・厚生労働省「社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）の概要」
https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/001757020.pdf

・滋賀県「『彦根城』世界遺産登録に係る審議結果」（2026 年 9 月 3 日）
https://www.pref.shiga.lg.jp/sd00/press-release/32998.html

・滋賀県「令和 8 年度当初予算案の概要」（2026 年 2 月 19 日）
https://www.pref.shiga.lg.jp/be00/23150.html

付録一　財源の見通し

2028〜2032 年度　金額は億円。以下の「原案」は、本会『滋賀県三大政策 財源の見通し』原案（当初の財源計画。未公表、整備中）を指します。本編の「財源の見通し（概要）」はその概要です。

本会は、既存事業の棚卸しによって優先政策へ振り向ける財源を生み出します。本書は、原案の財源候補と確認条件を示す計画です。対象と変更内容を裏付けて予算で再配分し、実現額を決算で確認します。見直し 90.2 億円は検証する候補として置き、調査結果に応じて更新します。

一　五年間の見通し

区分	5 年計	位置付け
政策費	191.0	原案の 193.7 から段階導入分 2.7 を控除した見込み
予備枠	9.0	年 1.8 の計画枠。別途確保された財源ではない
必要額の計	200.0	検証委員会等の追加県費は未積算。別途加えるため総必要額は未確定
事業見直しと縮減	90.2	県事業 81.7 と時間外勤務等の縮減 8.5。未確保の候補
その他の財源候補と県債純額	86.5	税収・国制度・寄附・料金・交付金・剰余金・県債。成立は未確認
候補を全て算入した額	176.7	90.2＋86.5。確保済みの額ではない
全候補が成立する仮定の未充足額	23.3	200.0−176.7
見直し 90.2 を算入しない仮定の未充足額	113.5	200.0−86.5。他の候補全てが成立する仮定

全候補が成立する仮定でも 23.3 億円が未充足です。国制度を年 1.37 億円とする原案で、見直し 90.2 億円を算入しない場合の 113.5 億円は、その他の候補が全て成立する仮定の額です。必要額には委員会等の追加県費を含みません。候補の成立状況と追加経費を反映し、政策別・年度別の実施範囲を定めます。

確認状況の区分

A 未確保の候補：対象額、再配分可能性又は成立手続の裏付けが未了。B 予算措置済みの見込み：予算議決等により充当を確認したが執行結果は未確定。C 決算等で確認した実績：実際の支出・収入と根拠を照合した額。C でも将来年度の継続を自動的に保証しません。

本表の候補は A です。将来年度の予算措置及び決算実績は、成立した段階で B・C へ更新します。候補額を確保済み額や実績として示さず、確認状況と根拠資料を毎年公開します。

二　見直し 90 億 2000 万円の確認対象

以下は原案に記された対象区分と年額です。七つの事業見直しは年 19.0、導入率を 2028 年度 50%、2029 年度 80%、2030 年度以降 100%とした 5 年計が 81.7 です。時間外勤務等の縮減は年 1.7、5 年計 8.5。いずれも A の候補で、個別事業の実現額ではありません。

番号	原案の対象区分	原案の年額	確認すべき点
R01	使われずに残る予算	7.5	2024 年度不用額約 60.4 を県資料で確認。反復する不用の原因、実収入、国費等の減額、既定の財源調整を確認し、新たに再配分できる一般財源を算定
R02	観光と PR	2.2	観光振興 5.28、発信拠点 1.83、誘致 0.36 等の内訳。3 割削減の実行方法、国費、宿泊税への置換との重複
R03	出資法人への委託料と補助等	3.3	原案の 82.9 から観光・スポーツを除いた 66.6。5%削減の対象契約、サービスと一般財源への効果
R04	広報	0.8	紙 0.43、デジタル 0.31、放送 0.64、県外 PR0.10 等。契約変更、移行費、情報が届かなくなる層
R05	地域交通の実証事業	1.0	デマンド 0.30、自動運転 0.67、バス投資支援 1.32 等。しがライド統合後の純額と既存支援の維持
R06	その他の整理	1.8	北の近江、企業立地、安土城、交通協議会、首都圏 PR 等。個別事業番号、統合先と他行との重複
R07	部局の新規と PR と委託事業	2.4	原案が挙げる電子県庁等 25 件の個別リスト、契約、財源内訳。件数・対象範囲とも情報公開請求で確かめる
R08	知事に求める縮減	1.7	2022 年度の一般行政時間外手当約 34.0 を基にした 5%。最新基準額、業務削減と残業の実態

不用額は予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた額で、現金の余剰そのものではありません。R01 の年 7.5 億円、導入率を反映した 5 年分 32.25 億円は候補です。実収入、使途制約、既定の財源調整を確認し、新たに再配分できる純額を示します。［資料 1・2］

R01 の不用額以外の基準額は原案からの転記で、県資料との再照合は未了です。R01〜R08 は本会の整理番号です。R08 に知事・副知事の給料縮減を加えていません。対象、変更内容、契約と予算措置を確認した額を B、決算等で実現を確認した額を C へ移し、個別事業名と確認日を記します。

三　その他の候補 86 億 5000 万円

その他の候補も確保済みではありません。全て原案の政策上の仮定を引き継ぐ A として整理し、制度、使途、県と市町の負担、必要な手続を個別に確認します。

候補	5 年計	原案の仮定と確認条件
宿泊税	35.0	1 泊 300 円、2029 年度 5.0、以後年 10.0。課税対象、免除、宿泊数、徴収費、大津市との調整、使途と導入手続を確認。観光費の置換は R02 と重ねない
国の制度の活用	5.5	2029 年度から年 1.37 の仮定。相談、家族支援、住宅改修、保証料。補助対象、補助率、市町負担と保険料への影響を確認
ふるさと納税	5.0	年 1.0 の仮定。県への実収入、募集経費、寄附の使途と継続性を確認
県外料金	3.0	県立施設等で年 0.6 の仮定。対象施設、料金設定、利用者数、費用を確認。天主開業後の追加分はこの 5 年計に加えない
市町と協議する交付金の統合	8.6	2028 年度 0.6、以後年 2.0 の仮定。対象市町、既存事業、国制度の適合性、県費軽減との対応を確認。国制度 5.5 との二重計上を除く
ボートレース事業の剰余金	15.0	年 3.0 を 5 年の仮定。原案の剰余金 115.3 と施設更新約 123 の関係、企業債、資金繰り、繰出し余力と手続を確認。一時的な原資
安土城建設の県債純額	14.4	発行 15.8−返済 1.4 の仮定。対象工事、県費 21 と充当率 75%、適債性、償還条件を確認。恒常財源ではなく将来負担を伴う

宿泊税の原案の使途仮定は、新しい観光・交通に年 5、既存観光費の置換に最大年 5 です。新規事業の費用が必要額側に含まれるか、置換可能な一般財源が実在するかを照合するまでは、税収の全額を子育て等の自由財源とは扱いません。

県債 14.4 は資金繰りの比較用の純額です。歳入歳出予算では発行収入と償還支出を別々に示します。民間所有の高齢者住宅への改修補助に関する借入れ 4.5 は、原案と同じく適債性を確認するまで計上しません。

原案の国制度の内訳は 0.4＋0.55＋0.3＋0.1＝1.35 で、年額 1.37 との差 0.02 億円（200 万円）は未解消です。対象の 2029〜2032 年度の 4 年間では 0.08 億円（800 万円）です。仮に国制度を年 1.35 億円と置き、他の条件を変えない比較では、国制度 4 年分 5.40、全候補 176.60、必要額 200.00 に対する不足 23.40 となります（追加県費は別）。政策予算を変更する決定ではありません。差の出所、補助対象と県費軽減を照合し、採用額と予算措置を確認するまで、この項目を確保済み財源とは扱いません。

住宅改修の国直接補助は大家等に交付されるもので、県の歳入として数えません。工事費単価・戸数、国の補助、大家等の負担、県独自支援を分けます。県費軽減を候補に含める場合は、変更前後の県負担額と補助対象の対応を示します。同じ国費を県歳入と県費軽減に重ねず、既に政策費から差し引いた補助を財源側に再計上しません。対応を確認するまでは原案の参考値です。

四　年度別の条件付き試算

原案の年度別表示額を使います。単位は億円です。見直し等を算入しない列でも、その他の候補は全て成立すると仮定します。追加の検証制度費は含めていません。

年度	必要額 ①	原案候補 ②	未充足 ①−②	見直し等 ③	除外後候補 ②−③	除外後未充足 ①−②＋③
2028	19.2	16.4	2.8	11.2	5.2	14.0
2029	38.9	29.9	9.0	16.9	13.0	25.9
2030	45.3	42.5	2.8	20.7	21.8	23.5
2031	48.3	44.3	4.0	20.7	23.6	24.7
2032	48.3	43.7	4.6	20.7	23.0	25.3
表示額の合計	200.0	176.8	23.2	90.2	86.6	113.4
原案の５年計	200.0	176.7	23.3	90.2	86.5	113.5

現表の仮定で継続候補を計算すると、丸め前の年額は12.80・24.87・33.67・33.67・33.67、合計138.68です。合計を小数第１位に丸めると138.7、年額を先に丸めて足すと138.8となります。交付金8.6＋剰余金15.0＋県債純額14.4＝38.0を加えた総候補は176.68→176.7で、年度別表示額合計176.8との差0.1はこの丸め順序で再現できます。原積算の照合は未了で、原案作成時の計算方法を確認したという意味ではありません。５年比較の176.7・23.3は維持し、年次予算は円単位の積算を照合して確定します。

給付費は月２万円×延べ受給月数で計算します。原案の約5,700人が全員12か月受給すれば13.68億円です。年13.8億円は通年換算で5,750人分ですが、実際の対象人数を5,750人と確認したものではありません。元の人数と受給月数、育児休業給付を受ける月等の除外、段階導入の開始月を照合し、給付費と事務費を分けて実施前に公表します。

一回限りの原資が終わった後

年度	原案の必要額	原案の候補	原案の未充足額
2033	42.8	38.2	4.6
2034	39.8	35.8	4.0
2035年度以降の年額	37.0	34.3	2.7

この表は原案の将来仮定で、確定予測ではありません。2033年度以降は剰余金の繰出しを終え、子育て費の変更、安土城費の減少、県債償還を織り込んでいます。見直し等の継続は未確認です。導入期の2029年度と、一時的な原資が終わった後の手当てを別々に決めます。予備枠を外して必要額を小さく見せる説明はしません。

五　確認の工程と公表

候補を予算と実績へつなぐ

議席の有無にかかわらず、公開資料と情報公開請求等で調査を始めます。R01〜R08 を個別事業番号へ分解し、基準年度、比較する支出、既定の見直し、国費等の使途制約、契約、移行費用、サービスへの影響を確認します。事業ごとの担当と回答希望日を定め、未回答も公表します。

対象、契約変更、移行費用、使途制約及びサービスへの影響を確認した候補は、決算の確定を一律に待たず予算へ反映します。予算措置の日付、年度、充当先、金額と根拠を付して B へ移し、執行後に実現額と見込みとの差を確認して C へ移します。新たな候補、不成立の候補と変更理由も公開します。

段階	確認するもの	公表する時期
試作と対象の特定	個別事業番号、基礎資料、照会事項、重複と聴取体制	2026 年内の 10 事業試作を目標。選定基準は着手前。未達時は理由と次の期限
制度化と積算	委員会等の県費、党の白書費、条例・運用案、財源の条件	制度提案と予算要求の前。金額と責任者が未確定の項目は未確定と表示
予算措置の確認	議決等の根拠、対象年度、充当先、見込額	各年度の措置が確認できた時点。個別の確定年月は現時点で未確認
実績の確認	決算、契約、実収入、移行費用、サービスへの影響	対象年度終了後の資料公開・照合後。未確定分と補完予定を併記
三年目と五年目	成果と財政効果、負担転嫁、次期計画	2028 年度開始なら 2030 年度中間、2032 年度暫定、2033 年度に 5 年分の確定資料で補完

政策の実施範囲と会計上の扱い

全候補成立時の未充足額 23.3 億円と追加経費に対し、追加の見直し・別財源の確保及び段階実施を組み合わせます。実施決定前に、政策別・年度別の給付水準、対象範囲、必要額、使途を確認した財源、未充足額を同じ表で公表します。検証・移行等の追加県費も含む実施分の必要額を、その年度に使える財源が満たす範囲から始めます。恒常的な給付の開始・拡大には継続財源と予算措置を確認し、既に受給が決まった方への支払を優先します。予備枠 9.0 を不足の穴埋め収入には数えません。

財政調整基金を取り崩さない方針を維持します。年度途中の不用見込みだけを恒常財源にせず、R01 との重複、翌年度繰越への影響と継続性を確認します。歳出削減と再配分を二重に数えません。

委員会等の県費は積算後に必要額へ加え、既に政策費に含む費用は重ねません。本会の白書費は党費として分けます。財源条件を満たさない場合は追加財源、対象範囲又は実施時期を見直し、理由を公表します。

金額の基礎：本会『滋賀県三大政策 財源の見通し』原案。県の最新予算・決算との全件照合は継続します。

資料 1 滋賀県 令和 6 年度決算資料 表 7　https://www.pref.shiga.lg.jp/documents/9127/5559884_1.pdf

資料 2 財務省 用語の解説 不用額　https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/statistics/term.htm

付録二　決算から始める県政

三大政策に共通する運営制度

予算は約束、決算は結果。確かめてから次の約束をする。三大政策に共通する運営制度として、既存事業を棚卸しし、重複、過大な契約、役割を終えた支出を見直します。そこで生み出した財源を、子育て、高齢者の暮らし、地域の足へ振り向け、実現額を決算で確かめます。

一　本会がやること

国と地方に求める検証を、まず本会に課します。政治資金収支報告書の法定様式を守り、活動の目的、収支、実績及び改善を毎年公開します。2026 年中は期間を明示した中間報告、同年 12 月 31 日締めの年間収支は 2027 年の公開を計画します。

本会の責任と経費で、2026 年内に県の 10 事業を試作し、2027 年には 100 事業を整理した第 1 回決算白書を目標とします。試作の時間・費用・人員から翌年の実施範囲を定め、本会自身の公表を先行させます。未達の場合も、実施件数、理由と次の期限を示します。

選定基準を事前に公開し、県の決算書、監査報告等を共通番号で整理します。担当部署への照会と当事者の聴取を行い、回答、未回答、確認した事実と本会の解釈を分けます。訂正履歴と少数意見を残し、県の公式評価とは区別します。聴取と公表の手順は付録三・別紙一に定めます。

白書、情報公開請求、県への要望、県議会への陳情は、県議会の議席の有無にかかわらず進めます。請願は紹介議員等の手続を満たし、本会の要望書と議会が議決する意見書を区別します。

二　県に求めること

条例に基づく知事の附属機関として、予算・決算検証委員会を設けます。職務、構成、任期、利益相反、除斥、資料の取扱いを定めます。委員の選任基準、任命・再任手続及び任期途中の解任事由を明記し、選任理由と交代理由を公開します。報告書は事前に定めた期限までに少数意見とともに公表し、執行部の回答を別に載せます。既存の監査・政策評価との役割を分け、資料を共用します。

新規事業には事前評価、既存事業の裁量的な増額には前年度の検証と増額理由の公開を求めます。資料提出と公開を前倒しし、要求前の実績確認と、正式な決算審査結果の査定・予算案への反映をつなぎます。議会と執行部が日程を協議し、監査の質と議会の審議権を保ちます。

県の検証と財源の扱い

委員会は予算を直接拒否しません。暫定評価、増額を留保する場合、例外の理由・金額・承認者・再検証期限は、基本文章の注31と義解第二章の対応箇所に定めます。不認定等への措置、理由、期限と予算への反映を公表し、地方自治法第233条第７項の速やかな報告を予算公表時まで遅らせません。措置を講じない理由と検討中の回答期限も示します。

全事業を毎年点検し、原則３年目・５年目と重点事業に詳細評価を行います。効果未確認リストは、未測定、測定途中、成果未達、因果関係不明を分け、方法、担当と期限を付けます。期限超過事業は、増額の有無にかかわらず継続、縮小、統合、廃止を再判断し、理由と改善期限を公開します。短期事業は終了時、長期事業は途中の到達点も評価し、必要な給付や安全維持の支払は続けます。

今後５年間の予定、実績、勧告、県の回答、予算への反映を毎年公開します。委員会自身の費用、作業時間、対応率と訂正も検証します。2028年度開始は条例・予算・体制が整うことを条件とする目標です。開始が変われば評価年も改め、変更理由を残します。検証票と成果指標は付録三・別紙二、工程は同・別紙三に示します。

三　財源

県の委員報酬、事務局、調査と公開の費用は設置前に積算し、政策費に加えます。本会の白書は党の調査活動費として分けます。必要額は未確定です。記入、照会、データ整備、聴取を含む時間を試作で測り、様式、分担と人員を調整します。無償の作業も時間をゼロとは扱いません。

見直しの対象、変更内容、移行費用、使途制約及びサービスへの影響を確かめ、予算で再配分します。決算で実現額を確認し、「未確保の候補」「予算措置済みの見込み」「決算等で確認した実績」を区別します。歳出減を同額の歳入として重ねず、配分表には再配分する一般財源と表示します。

一時収入は恒常財源から分けます。負担転嫁やサービス水準の変更による支出減は、その不利益も示し、同じ成果を保つ効率化と区別します。未確認を実績０円とは断定しません。

見直し90.2億円は検証する財源候補です。全候補が成立する仮定でも、必要額200.0億円に対し23.3億円が未充足です。国制度を年1.37億円とする原案で、見直し90.2億円を算入せず他の候補が全て成立する仮定では113.5億円となります。いずれも条件付き試算で、委員会等の追加県費は含みません。棚卸しで候補を更新し、政策別・年度別の必要額、充当可能額、実施対象と開始時期を公表します。

付録一「財源の見通し」に、対象区分、確認状況、条件付き試算と確認工程を示します。事業ごとの再配分額は、公開資料と情報公開請求等によって確かめます。

付録三　実施手順と検証票と工程

本会の白書と県に提案する検証制度の実施手順

別紙一　白書の作成と聴取の手順

選定基準は、三大政策との関係、事業費、継続期間及び成果指標の整備状況です。四条件を全て満たすものだけに限定せず、選定理由を個別に記します。政党や首長への賛否を選定基準にせず、順調な事業も含めます。事業の分割や統合の履歴を残し、件数を水増ししません。

決算書、主要施策の成果説明書、監査委員の審査意見、包括外部監査報告、事務事業評価等を共通番号で整理します。資料で分からない点は担当部署に照会し、必要に応じて情報公開請求を行います。照会には回答希望日を示しますが、本会の照会に回答を強制する権限があるとは説明しません。回答、未回答及び後日の補足を区別して載せます。

最初の 10 事業では、各事業につき 3 人以上を目標に、利用者、支援が届いていない人、関係する住民や現場の立場から聴取します。会員等の聴取担当者が目的と公開範囲を説明し、本人に記録を確認してもらいます。協力を得られない場合も公表を止めず、人数と聴取の限界を記します。3 人の声を県民全体の代表とは扱いません。

100 事業の基本整理は、10 事業の試作で確認した所要時間、費用、人員を踏まえて実施範囲を定めます。資料確認と詳細な聴取を分け、重点事業から聴取を進めます。未聴取はその旨を表示します。全件に 3 人以上を必須とする場合は最低 300 人の聴取となるため、体制を確認してから範囲を決めます。

公表前に、事実と解釈の区別、費用の二重計上、根拠資料、個人情報を点検します。訂正窓口、訂正履歴、少数意見を公開します。資料を担当した職員の氏名を並べて事業失敗の責任者と決め付ける方法は採りません。

聴取では匿名化を選べるようにし、個人が推測できる事情に配慮します。聴けなかった立場も記し、一人の証言から事業全体の効果や因果関係が証明されたとは扱いません。

白書の公開、情報公開請求、県への要望、県議会への陳情等は、県議会の議席の有無にかかわらず進めます。請願を用いる場合は紹介議員等の手続を満たします。本会の要望書と、地方自治法に基づき議会が議決して提出する意見書を混同しません。条例案、議会日程、予算化は、知事及び各会派との協議と法定手続によって実現を求めます。

試作では、選定理由と基礎資料、照会事項、聴取人数と限界、検証に要した時間を同じ票に残します。担当者と公表予定日を定め、回答の遅れや資料不足はそのまま記録します。実施済みの件数を示し、予定件数を完了実績とは説明しません。

別紙二　検証票と成果指標

区分	記載項目
基本情報	管理番号、名称、目的、対象者、担当、開始年、関連事業、分割・統合履歴
評価計画	開始前の状態、１年・３年・５年の目標、測定方法、比較基準、見直し条件
支出と費用	予算と決算、行政コスト、将来の維持更新費、一般財源負担、推計方法、財源候補・予算措置・実績の別
成果と根拠	成果、未測定の項目と理由、外部要因、資料、当事者の言葉、聴取人数と限界
判断と対応	課題、評価、継続・縮小・統合・廃止の比較、勧告、部署の回答、改善責任者、期限、次回評価、再配分先
検証の履歴	暫定・確定の別、自主的な誤りの報告と是正、異論、訂正履歴、作業時間

費用は三つに分けます。当年度の現金支出、減価償却等を含む当年度の行政コスト、将来の維持更新・撤去等の見通しです。取得費と減価償却費、人件費とそれを含む配賦額などを重ねて加算しません。既存の財務書類だけで事業別に分けられない費用は、配賦基準又は未配賦であることを示します。

記入、確認、照会、データ整備、聴取の時間を試作で測り、事業類型別の標準時間と超過時の対応を定めます。時間制限のために重要な確認を省くのではなく、様式、対象、分担及び人員を見直します。県職員と本会会員の無償の作業も、時間をゼロとして扱いません。

三大政策と関連事業で確かめること

子育て支援は家計負担と支援の届き方、高齢者支援は未利用・未充足の支援と家族の介護負担、暮らしの足は通院・買物・通学の移動の達成状況を見ます。対象者数、測定期間及び比較方法を明記し、支援を受けられない人の数が把握できないときは不明と示します。

新幹線新駅は需要、代替案、県負担及び将来の維持管理費を、観光・安土関連事業は保存状態、地域への追加的な効果及び継続費用を確かめます。事業の総効果と本会が提案した変更の効果を区別し、指標と数値目標は実施前に公開します。

見直しによる一般財源の純額と再配分先を同じ管理番号で追います。予算措置時は見込み、決算確認後は実現額を記し、差の理由を残します。確認期限を過ぎた事業は据置要求でも再判断し、必要な給付や安全維持の支払を続けながら改善を進めます。

別紙三　工程と毎年の公開

以下は本会の実施目標と県への提案工程です。県制度の 2028 年度開始は、条例・予算・体制が整うことを条件とする目標であり、成立済みの予定ではありません。開始年度が変わった場合は、3 年目・5 年目の評価年度も公開して改めます。

時期	本会が行うこと	県に求めること
2026 年内	中間収支、選定基準、10 事業の試作を公開する。	既存資料と日程を確認し、運用の改善を要望する。
2027 年	2026 年分の党決算を先行公開。100 事業の第 1 回白書を目標とする。	条例・運用案、必要費用、資料提出と審査日程を協議する。
2028 年度	第 2 回白書。県の回答と対応を併記する。	条件が整えば制度開始。全件点検と暫定報告。年度決算に基づく確定報告は年度終了後。
2029 年度	第 3 回白書。改善の履行を追跡する。	2028 年度の確定報告。年次点検と 5 年間の予定更新。
2030 年度	第 4 回白書。中間評価への提言。	2028 年度開始事業の 3 年目評価。年度終了後に確定値で補完する。
2031 年度	第 5 回白書。改善後の効果を確認する。	中間評価の履行確認と 5 年目評価の準備。
2032 年度	第 6 回白書。次期計画への提言。	5 年目評価の暫定結果を次期計画に反映する。
2033 年度	確定結果を追補し、次の白書へつなぐ。	2032 年度決算の確定後、5 年間の成果と財政効果を確定・追補する。

党の収支は暦年、県の事業は年度で管理し、白書には資料の対象期間と基準日を明記します。初年度の白書は直近に公開されている県決算等を用い、未公表年度の確定決算を使ったとは説明しません。

県の年次報告は、要求前の暫定報告、決算資料等による補完、予算案公表時の勧告対応表、議決後の対応記録をつなぎます。年ごとの具体的な公表日は事前に示し、遅れる場合も判明分と補完予定を公開します。

参考として、県の令和 9 年度予算編成方針のページは 2026 年 9 月 1 日更新であり、令和 8 年の決算特別委員会は 10 月に設置・審査する日程です。現行の順序を改めるには、資料作成、監査、議会運営及び予算査定を合わせた調整が必要です。義解第二章六・典拠 50「事業検証と自治体での実施」に対応資料を示します。県の予算編成方針は https://www.pref.shiga.lg.jp/be00/32866.html 、決算特別委員会の設置資料は https://www.shigaken-gikai.jp/g07_OshiraseView_s.asp?SrchID=7724 、会期日程は https://www.shigaken-gikai.jp/g07_Nittei_Kaigi_s.asp?KaigiID=259 を参照してください。